

実施事業の概要等	推進計画
<p><b>I 地域における技能振興等に係る事業</b></p>	
<p><b>1 技能五輪全国大会の予選の実施等</b></p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施（令和6年度・令和7年度）</p> <p>○令和6年度 第62回全国大会（愛知県） 令和6年11月22日～11月25日</p> <p>○令和7年度 第63回全国大会（未定） 未定</p>	<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施（令和6年度・令和7年度）</p> <p>○第62回技能五輪全国大会の予選の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西洋料理</li> <li>実施日時 令和6年5月13日</li> <li>実施会場 新潟市食育花育センター（いくとぴあ）</li> <li>参加選手 7名</li> </ul>
<p>(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施（参加選手及び指導者の旅費・宿泊費・道具運搬費の助成）を行う。</p> <p>○第19回若年者ものづくり競技大会（群馬県）令和6年7月31日～8月1日</p> <p>○第62回技能五輪全国大会（愛知県） 令和6年11月22日～11月25日</p>	<p>(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施（参加選手及び指導者の旅費・宿泊費・道具運搬費の助成）を行う。</p> <p>○第19回若年者ものづくり競技大会の参加選手等への援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加選手の募集・推薦 令和6年4月～5月</li> <li>・ 参加選手の決定 令和6年6月</li> <li>・ 競技大会の開催 令和6年7月31日～8月1日</li> <li>・ 参加経費の助成実施 令和6年8月～9月 （5職種 5校 選手10名 指導者8名）</li> </ul> <p>○第62回技能五輪全国大会の参加選手等への援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加選手の募集・推薦 令和6年5月～7月</li> <li>・ 参加選手の最終決定 令和6年8月～9月</li> <li>・ 全国大会の開催 令和6年11月22日～11月25日</li> <li>・ 参加経費の助成実施 全国大会終了後 （14職種 20企業 選手30名 指導者20名）</li> </ul>

実施事業の概要等	推進計画
<p><b>2 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</b></p> <p>社会一般に技能尊重気運の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、令和6年度の卓越した技能者の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツ作成</p>	<p><b>2 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</b></p> <p>現代の名工の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツ作成。 被表彰者に対して取材を実施し、中央技能振興センターに提出。</p> <p>取材予定者 令和6年度受賞者</p>
<p><b>3 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業休止</b></p> <p>令和6年度は新規認定を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域発！いいもの」応援事業 「技能振興」「技能者育成」等に資する特色ある取組みや制度を「地域発！いいもの」として選定し全国的に広報事業</li> <li>・グッドスキルマーク事業 一級技能士等(特級、一級、単一等級の技能士)が製作した商品や製作に関わった場合にのみ商品に表示するロゴマーク(グッドスキルマーク)を付けることのできる商品を認定する事業</li> </ul>	<p><b>3 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業休止に伴う対応</b></p> <p>既に認定されたものの変更・廃止等に関する相談を受けた場合、中央技能開発振興センターへの中継ぎを行う。</p>

実施事業の概要等	推進計画
<b>Ⅱ ものづくりマイスターの認定、登録に関する事業</b>	
<p><b>1 ものづくりマイスターの開拓</b></p> <p>ものづくりマイスターの掘起こしを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・業界団体の訪問によりものづくりマイスター候補者に係る情報収集を行う。</li> </ul>	<p><b>1 ものづくりマイスターの開拓</b></p> <p>ものづくりマイスターの掘起こしを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・協力依頼 令和6年5月</li> <li>・候補者との折衝 令和6年5月～</li> <li>・目標認定者数 12人</li> </ul>
<p><b>2 ものづくりマイスターへの説明</b></p> <p>ものづくりマイスターに、実技指導等に先立ち、事前説明を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実技指導等前に指導技法等の講習を受講する必要があることを説明する。 (職業訓練指導者免許保持者、特級技能士等は受講が免除される。)</li> <li>・謝金、材料費、旅費等の支給条件その他の遵守事項を文書で説明する。</li> </ul>	<p><b>2 ものづくりマイスターへの説明</b></p> <p>ものづくりマイスターに、実技指導等に先立ち、事前説明を随時行う。</p>

実施事業の概要等	推進計画
<p>3 ものづくりマイスター等の申請等のとりまとめ</p> <p>ものづくりマイスター等の認定申請のとりまとめを行う。</p>	<p>3 ものづくりマイスターの申請等のとりまとめ</p> <p>6月 9月 12月 申請</p>
<p>4 ものづくりマイスターに対する指導技法等の講習</p> <p>新任及び過去3年間活動実績のないものづくりマイスターに対して指導技法等の講習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに認定されたものづくりマイスターに対して、中央技能振興センター主の講師養成研修の修了者（現在、本県では3人）を講師として、指導結果報告書の作成等の事務処理のほか、指導技法等に関する講習を行う。</li> <li>・過去3年間活動実績のないマイスターに対して活動の意思を確認（ない場合は登録の解除を実施する。）</li> <li>・センター主催「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨</li> </ul>	<p>4 ものづくりマイスターに対する指導技法等の講習</p> <p>新任及び過去3年間活動実績のないものづくりマイスターに対する指導技法等講習会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師（中央技能振興センター主催の講師養成研修修了者）による実技指導の結果報告の作成事務を含む指導技法等講習を実施する</li> <li>・文書にて活動の意思の確認を行う。 （ない場合はマイスター登録の解除） （ある場合は指導技法等の講習受講を勧奨する）</li> <li>・中央技能開発振興センター主催の「事例発表・意見交換」への参加の案内、募集を行う</li> </ul>

実施事業の概要等	推進計画
<h3>Ⅲ ものづくりマイスターの活用に係る事業</h3>	
<p>1 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>若年技能者の人材育成に係る相談に応じ、援助等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年技能者（原則35歳未満の者）の人材育成に関し、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した取組方法、ものづくりマイスターの派遣による実技指導等の相談や支援に応ずる。</li> <li>・ものづくりマイスターの派遣による実技指導に関する日程調整等は、新潟県技能振興コーナーが行う。</li> </ul>	<p>1 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>若年技能者の人材育成に係る相談に随時応じ、援助等を適宜行う。</p>
<p>2 ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ものづくりマイスターを派遣して実技指導を実施する。</p> <p>ア 派遣対象・指導対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業（15歳以上35歳未満）</li> <li>② 業界団体、</li> <li>③ 工業高校等、</li> <li>④ 公共施設及び民間施設のイベントエリア （不特定多数となるため対象年齢は柔軟に対応）</li> </ol> <p>イ 指導内容・指導回数</p> <p>中小企業は技能検定2～3級程度、工業高校は3級程度、イベントエリアは柔軟に対応</p> <p>ウ 実技指導の対象者1人当たりの実技指導回数の上限は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業高校等の学生：10回</li> <li>・工業高校等の学生以外の若年技能者：20回（人材開発支援助成金の対象となる場合は40回）イベントエリア1人2回まで</li> </ul> <p>エ 実施に伴う費用（指導者等の謝金、旅費及び材料費等）を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の上限額は、指導者が3時間以上で18,300円、2時間以上3時間未満で12,200円、1時間以上2時間未満で6,100円、1時間未満は助成対象外。 （但し、R6年度より現代の名工等は、@7,000円/hに変更）</li> <li>・補助者（原則1名のみ）が3時間以上で8,100円、2時間以上3時間未満で5,400円、1時間以上2時間未満で2,700円、1時間未満は助成対象外。</li> <li>・材料費の上限は、実技指導対象者1人、1回当たり、2,000円（税別）</li> </ul> <p>※技能五輪全国大会等各種競技大会の指導が可能。</p>	<p>2 ものづくりマイスターの企業・高校等への派遣による実技指導</p> <p>ものづくりマイスターを随時派遣し、実技指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知活動・勧誘活動 令和6年4月～</li> <li>・派遣先企業、学校等の調整 令和6年4月～</li> </ul> <p>【企業】【業界団体】 企業・団体数 延35社 受講者1社2人 派遣日数10日間 延700人</p> <p>【高校等】 学校等 延6校 受講者1校20人派遣日数10日間 延1,200人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・団体は派遣要件の変更に伴い、前年度派遣実績のない場合が対象となる。</li> <li>・派遣実績がある場合、マイスターへの謝金、材料費等を負担していただくことで派遣が可能となる。</li> </ul> <p>【イベントエリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと村 令和6年9月28日(土) 150人</li> <li>・DEKKY401地階グランドフロア 令和6年11月16日(土) 150人</li> </ul>

実施事業の概要等	推進計画
<p><b>3 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信</li> <li>・小中学校の要請に応じて、ものづくりマイスターを派遣し児童、生徒、教師、保護者に「ものづくりの魅力」発信を行う。</li> <li>・実施回数は受講者1人1回まで、実施時間は2時間 材料費は1人あたり、1,100円以内(税別) それ以外は実技指導に準ずる。</li> </ul>	<p><b>3 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</b></p> <p>【サポステ】 サポステ 3ヶ所 1職種 3人 派遣日数3日間 延べ9人</p> <p>【学 校】 学 校 10校 2職種 25人 派遣日数10日間 延500人</p>
<p><b>4 熟練技能者による企業、高校等での派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業</b></p> <p>熟練技能者（ものづくりマイスターの認定を受けていない者）の派遣要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能検定の特級、1級又は単一等級の技能士である。</li> <li>・ものづくりマイスター」の認定を受けた者の確保ができない場合。</li> <li>・ものづくりマイスターの認定外の職種。(園芸装飾、フラワー装飾、日本料理)</li> </ul> <p>・熟練技能者の派遣指導の実施</p> <p>ア実技指導の対象者1人当たりの実技指導回数の上限は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・団体の若年技能者：20回 (人材開発支援助成金の対象となる場合は40回)</li> <li>・工業高校等の学生：10回</li> </ul> <p>イ実施に伴う費用（指導者等の謝金・旅費及び材料費等）を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の上限は、指導者が3時間以上13,500円、2時間以上3時間未満9,000円、1時間以上2時間未満4,500円、1時間未満は助成対象外。</li> <li>・補助者(1名に限る。)が3時間以上8,100円、2時間以上3時間未満5,400円、1時間以上2時間未満2,700円、1時間未満は助成対象外。</li> <li>・材料費の上限は、実技指導対象者1人、1回当たり、2,000円(税別)。</li> </ul> <p>・熟練技能者の「ものづくりの魅力」発信事業の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数は受講者1人1回まで、実施時間は2時間、材料費は1人あたり1,100円以内(税別) それ以外は上記熟練技能士実技指導派遣に準ずる。</li> </ul>	<p><b>4 熟練技能者による企業、高校等での派遣指導、「ものづくりの魅力」発信事業</b></p> <p>【実技指導】</p> <p>【魅力発信】</p> <p>中小企業・学校等 8施設 受講者5人派遣日数10日間 延400人</p>

実施事業の概要等	推進計画
<b>IV 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営</b>	
<p><b>1 連携会議の設置・運営</b></p> <p>新潟県技能振興コーナーは、若年技能者人材育成支援等事業の円滑かつ効果的な実施のため、新潟労働局、新潟県（新潟県教育委員会を含む。）、新潟県内の労使団体、経済団体等を構成員とする連携会議を設置する。</p> <p>① 構成員 ・新潟労働局、新潟県、新潟県内の労使団体、経済団体等</p> <p>② 審議事項（役割） ・当年度の事業に関する推進計画及び実施計画の策定 ・当年度の事業に関する進捗管理 ・翌年度の事業に向けた改善事項</p> <p>③ 開催回数 ・年2回</p>	<p><b>1 連携会議の設置・運営</b></p> <p>令和6年度の若年技能者人材育成支援等事業の円滑かつ効果的な実施のため、新潟労働局、新潟県（新潟県教育委員会を含む。）、新潟県内の労使団体、経済団体等を構成員とする連携会議を設置する。</p> <p>① 構成員 ・新潟労働局、新潟県、新潟県内の労使団体、経済団体等</p> <p>② 審議事項（役割） ・当年度の事業に関する推進計画及び実施計画の策定 ・当年度の事業に関する進捗管理及び改善事項</p> <p>③ 開催回数 ・年2回</p>
<b>V 実施体制</b>	
<p><b>1 推進体制の確立</b></p> <p>・新潟県職業能力開発協会の組織内に新潟県技能振興コーナーを設置する。 ・新潟県技能振興コーナーに所要の職員（専任職員・兼任職員）を配置する。</p>	<p><b>1 推進体制の確立</b></p> <p>令和6年度の若年技能者人材育成支援等事業の実施のため、新潟県職業能力開発協会の組織内に新潟県技能振興コーナーを設置し、所要の職員（専任職員3人・兼任職員1人）を配置する。</p>